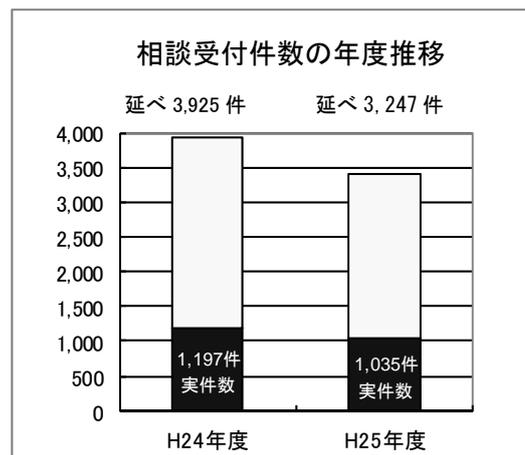


1 相談状況

平成 25 年度の相談件数は、実件数 1,035 件、延べ件数 3,247 件であり、前年度比では、実件数で 13.5% 減、延べ件数で 17.3% 減であった。

(前年度 実件数 1,197 件、延べ件数 3,925 件)

なお、この件数の中には、相談者に他機関を紹介したものや、相談者の同意を得て学校や関係機関などに働きかけるなど調整活動を行った件数も含まれている。



(1) 相談方法の内訳

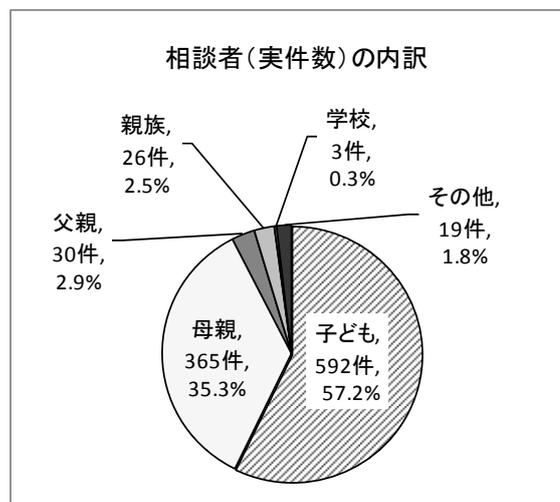
初回の相談で最も多いのは電話による相談（実件数で 639 件）が最も多く 6 割強となっているが、メールの方が相談のやり取りの回数が増える傾向があるため、延べ件数では、メールの割合が最も多くなっている（延べ件数 3,247 件のうち 1,874 件が Eメールで、57.7% を占めている）。

なお、相談方法は、随時メールから電話へ、また電話から面談へと移行することがある。

(2) 相談者の内訳

子どもと母親からの相談が大半を占め、両者を合わせると実件数の 92.5% を占めている。

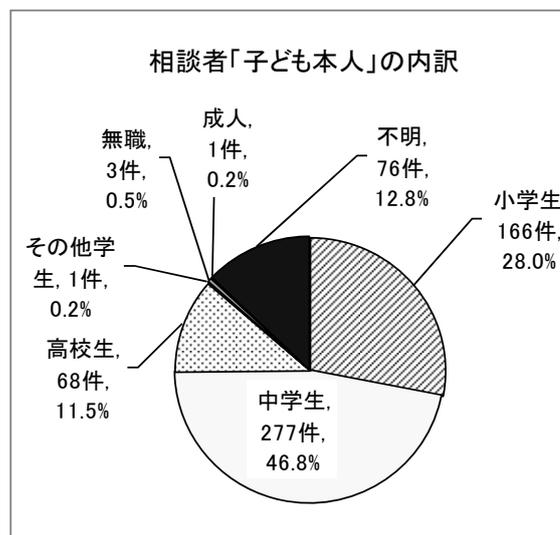
なお、延べ件数でみた場合は、子どもが 2,287 件で 70.4% を占めている。これは、子どもからの相談の多くが Eメールによるものであり、相談の回数を重ねることが多いためである。



(3) 相談者「子ども本人」の内訳

相談してきた子どものうち、最も多いのは中学生 (277 件、46.8%)、次いで小学生 (166 件、28.0%) となっている。

小学生からの初回相談 166 件の内訳をみると、電話相談が 75.3% (125 件) を占めている。一方、中学生は携帯電話を所持している子どもが多いためか、初回相談 277 件のうち、Eメール相談が 69.0% (191 件) を占めている。



(4) 相談対象者の内訳

相談の対象となった子どもの内訳をみると中学生に関する相談が最も多く(415件、40.1%)、次いで小学生(384件、37.1%)、高校生(125件、12.1%)と続く。

(5) 留意ケース

子どもの置かれている状態が権利侵害であると疑われるものの、その時点では調整活動や申立てに至らないが、その可能性があるものを「留意ケース」として、特に慎重に相談の経過を管理している。調整活動や申立てに備えて、相談状況をスタッフ全体で共有し動向を注視することにより、権利侵害を見落とすことなく、事案の特性や状況の変化に迅速適切に対応することを目的としている。

平成25年度は100件の案件について留意ケースとして動向を注視し、うち12件の案件が調整活動又は救済の申立てにつながっている。

(6) 相談内容の内訳

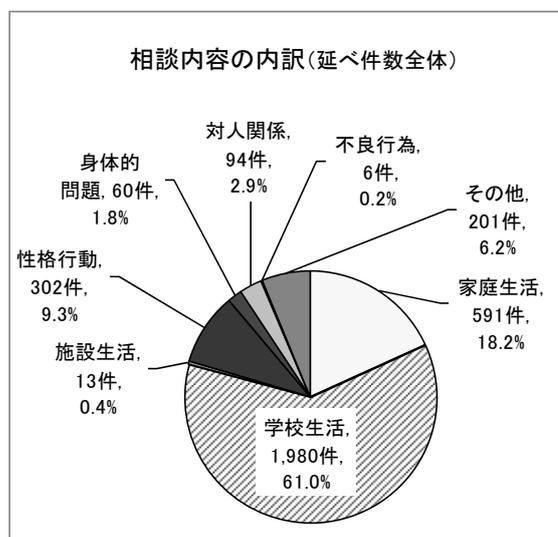
子どもアシストセンターでは、相談内容を「家庭生活」、「学校生活」など8項目に分けている。

延べ件数全体で相談内容の内訳をみると、学校生活に関する相談が最も多く(1,980件、61.0%)、次いで家庭生活(591件、18.2%)、性格行動(302件、9.3%)と続く。これは前年度と同じ傾向である。

※延べ件数全体：3,247件

※子どもからの相談延べ件数：2,287件

※大人からの相談延べ件数：960件

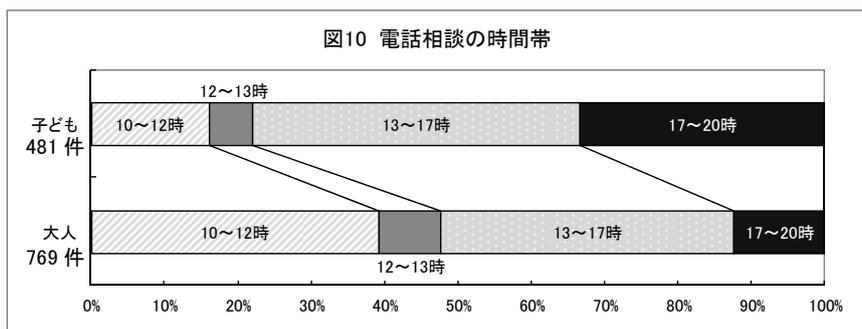


さらに33の細目に分けると、上位5項目は、下記のとおり。

子ども (2,287件)		大人 (960件)	
① 友人関係	794件 (34.7%)	① 子どもと教師の関係	152件 (15.8%)
② 親子・兄弟関係	268件 (11.7%)	② 友人関係	122件 (12.7%)
③ 情緒不安定	119件 (5.2%)	③ 不登校	113件 (11.8%)
④ 学習・進路	117件 (5.1%)	④ 親子・兄弟関係	106件 (11.0%)
⑤ 子どもと教師の関係	101件 (4.4%)	⑤ いじめ	66件 (6.9%)

(7) 電話相談の時間帯

13時～17時の時間帯には、子ども、大人双方から多くの電話相談を受けているが、子どもについては、学校から帰ってきてからの時間帯(特に16時～20時)にも多くの電話相談を受けている。



一方、大人からは、午前中にも多くの電話相談を受ける傾向がある。
相談時間を20時までとしていることは、特に子どもにとって有効であるといえる。

2 調整活動状況

(1) 調整活動とは

相談対応だけで問題の解決を図ることに限界がある場合、当事者同士の間にも公的第三者として入り、問題解決のためのさまざまな調整が必要になることもある。このため、申立てに至る前の「相談」段階においても、救済委員の判断でこれを行うこととし、「調整活動」と位置付けている。関係機関への事実確認や児童相談所への虐待通告、問題解決のための協力要請や話し合いなどさまざまな内容、関わり合いの度合いのものを含んでいる。

(2) 調整活動件数

平成25年度の「調整活動」は、21件の案件について実施した。

このうち、学校を調整先とする案件は17件であり、平成24年度の8件から大きく増加している。児童相談所を調整先とする案件は4件となっており、これらは全て虐待が疑われる案件について、児童虐待防止等に関する法律第6条に基づき、管轄の児童相談所に通報したものである。

また、調整活動の延べ数は125回であり、平成24年度に比べ98回減少している。

平成24年度は、比較的時間をかけて関わる案件が多い傾向にあったが、平成25年度は、学校訪問や面談等により早期に問題解決が図られた案件が多く見られた。子どもアシストセンターでは、調整先である関係機関との連携や相談者との相互理解の機会をできるだけ多くもつことができるよう積極的に働きかけている。

相談項目別・調整先別「調整活動」件数

相談項目	調整先						
	小学校	中学校	高校	市教育委員会	児童相談所	その他※	計
家庭生活 (養育・しつけ、虐待など)	0	0	0	0	4	0	4
学校生活 (いじめ、子どもと教師の関係、不登校など)	8	6	3	0	0	0	17
合計	17			4			21

※：他の相談機関など

3 救済申立て受理状況

(1) 救済の申立て

救済の申立ての対象は、子どもの権利侵害の個別救済とする。解決のために必要なときは調査や調整を行うが、相手を諷めたり白黒をつけるためではなく、何が子どもにとって最善であるかを関係者が共有し、相互に理解しながら、子どもを支援することを目的とする。

(2) 救済申立て受理件数

平成25年度は、以下のとおり5件の申立てを受理した。後に申立てが取り下げられた事案を除き、退学勧告や、子どもの意見表明権に関するもの等につき、調査及び調整を実施した。

	権利侵害の申立て内容	調査先	調査結果等
【案件1】	自主退学を勧告された	私立高等学校	打切り（申立人が司法の場での解決を希望）
【案件2】	自主退学を勧告された	私立高等学校	打切り（申立人が司法の場での解決を希望）
【案件3】	いじめの被害にあった	私立高等学校	打切り（取下げによる：平成26年4月）
【案件4】	通学を認めてもらえない	私立高等学校	調査終了（平成26年4月）
【案件5】	意見表明の機会を抑止された	市立中学校	調査終了（平成26年4月）

4 救済委員の自己の発意による調査

(1) 自己の発意による調査

救済委員は、マスコミを通じての情報、救済委員が独自に入手した情報などを根拠として、申立てがなくても、子どもの権利救済の観点から調査を実施することが適切であると考えられる場合は、自己発意に基づく調査等を行うことができる。

(2) 無戸籍の子どもの権利保障に関して実施した自己発意調査

平成24年度において、市内に無戸籍の子どもが存在する旨の情報提供をきっかけに、何らかの事情により子どもが無戸籍である場合に想定される行政サービス上の手続き、不利益等について調査を開始した。

平成25年度には、各種の行政サービスを管轄する市内外の機関に対して文書による照会を行い、子どもが無戸籍又は住民票がない場合の行政サービスの適用の可能性の有無や、サービスを受けるに当たって必要となる手続きについて調査を実施した。

調査の結果、子どもが無戸籍であっても、例外的な取扱い等により結果的にほとんどの行政サービスを受けられる余地があることが確認できた。しかし、無戸籍のままでは、子どもの存在について法的な後ろ盾が脆弱であり、生まれながらにして持つ権利が十分に保障されているとは言えず、放置しておける問題ではない。

取りまとめた調査結果については、調査に協力いただいた各機関に通知して情報をフィードバックするとともに、万が一無戸籍の子どもについて対応した場合でも、それぞれの窓口で適切な対応が図られるよう、関係職員への周知等について依頼した。

加えて、各市立学校や各区役所にも調査結果について情報提供していただくよう、関係部局に依頼した。

5 運営全般として

平成25年度の相談件数は、実件数1,035件、延べ件数3,247件であり、前年度と比較して実件数で162件、延べ件数で678件減少となっている。

一方、救済の申立ては5件となっており、子どもアシストセンター開設（平成21年度）以来最も多く、相談の延長としての調整活動は21件と前年度の18件に比べ幾分増加している。

平成25年度は特に、調査や調整につながる可能性のある相談案件について、これまで以上に意識的に注視し、可能な限りその後の調整活動につなげて能動的に問題解決を図っていくことに力を注いだ。

今後もさまざまな事案に応じて、その子どもにとって最も安心でき、最善の利益が図られる方策を関係者の理解を得ながら見出し、権利救済の実効性を確保していく必要がある。